

「鳥飼基地駐車場利用の変更」について

業務委員会を開催！

3月18日、地本は「鳥飼基地駐車場利用の変更」に関する申し入れについて関西支社と業務委員会を開催しました。参加者は、組合側は柳楽副委員長、今田組織部長、渡邊組織担当部長、笹田業務部長。会社側は、廿樂人事課課長代理、高橋運輸課課長代理、毛利車両課課長代理、岡本人事課係長でした。

「申」第20号「鳥飼駐車場利用の変更」に関する申し入れ（1月22日付）

1月に会社から「鳥飼基地駐車場利用の変更」について「お知らせ」があった。その内容は「会社が許可している駐車場利用について居所が遠方にある社員などを含めて年1回抽選を行い、利用者を決定する」「駐車場台数は90台分で令和2年度異動以降、準備出来次第」実施するというものである。

この間、私たちは交通事情の悪い鳥飼基地へ通勤する社員の「車通勤を拡充するよう会社に求めてきたが、会社は逆に交通事故防止等を理由に昨年6月からは「鳥飼基地構内への車等の入構を禁止」し、交番検査車両所など基地内の駐車場を利用していた車通勤社員も構外へ閉め出してきていた。社員の通勤をただただ不便にするこのような「会社施策」については納得がいかない。

以下、組合の申し入れに対する会社回答。

1. 希望する社員については、車通勤を認め駐車場を利用させること。

【会社回答】

1月の業務委員会でご説明した通り、あくまで公共交通機関での通勤が原則ではあるものの、令和2年度定期異動日以降準備でき次第、一定の参加条件を有する利用希望者による抽選を行い、抽選により駐車場の利用許可者を決定する。したがって、希望する全ての社員に、無条件に駐車場の利用許可を認めるわけではない。

2. 「90台」と言わず、より多くの駐車場台数を確保するため、従来のように交番検査車両所の車通勤社員などの入構を認め基地内の駐車場を使用させること。

【会社回答】

約90台というのは鳥飼基地が保有している構外駐車場の総数である。現時点で、当社社員の通勤用として利用を許可することができる駐車場はその約半数である。なお、基地構内での駐車場については、構内で交通事故防止や構内駐車場を使用する業務上の必要性から、これを使用させる考えはない。

3. 「駐車場」は職場ごとで振り分けがあるのか明らかにすること。

【会社回答】

今後導入する、一定の参加条件を満たす駐車場利用希望者による抽選を行い、抽選により駐車場利用許可者を決定する方法において、箇所ごとに枠を設けることは考えていない。

4. これまで幾度も「申し入れ」を行ってきたが、回答は「新規駐車場は許可しない」という対応だった。会社が「駐車場を許可する」となった経緯を説明すること。

【会社回答】

鳥飼基地には公共交通機関での通勤が不便な地域に居住する社員が一定程度存在し、通勤に不便であるという社員意見が継続してあったことや、令和1年6月に通勤駐車場を構外に移転したことにより、今後、ある程度継続して駐車場の利用が許可できる見通しが立ったといったこと等を踏まえ、新規に駐車場の利用を許可する方法を導入することとしたものである。

5. この間、何年も駐車場を待っていた社員に対して謝罪をすること。

【会社回答】

そのような考えはない。会社は社員に対して自動車通勤のための駐車場を必ず確保する必要はないものと考えている。

6. この間、車通勤を許可されたにも関わらず、駐車場を許可しなかった為、仕方なく駐車場を借り、自腹で払った駐車場料金を会社が補填すること。

【会社回答】 同上

7. これまで、会社は公共交通機関での通勤を推奨してきているが、通勤回送の減便を行い。また、通勤バスは発車時刻が勤務に適していなく、本数が少ない。そしてバスが小型で、ゆっくりと座れない。座れたとしても制約があるなど、社員が公共交通機関での通勤をしにくくなっている。通勤回送、通勤バスを増便するなど会社は対策を立てる考えがあるのか明らかにすること。

【会社回答】

現時点、鳥飼基地への通勤方法においては、一定程度の利便性は確保できており、問題ないものと考えているが、引き続き、鳥飼基地の通勤のあり方については、長期的な視座

に立って検討していく。

8. 抽選に外れた場合、公共交通機関での通勤になると思うが、その場合社員が希望する経路での通勤を許可すること。

【会社回答】

通勤手当の認定については、賃金規程に従い認定する。なお、会社が認めた経路及び方法は必ずしも強要するものではなく、社員が自らの利便性や快適性のため差額を自己負担した上で認定された経路・方法によらず通勤することは差し支えない。

以下、組合と会社との若干のやり取り。

車通勤を希望する全ての社員に駐車許可証を！

組合：抽選の参加条件はいつ明らかにするのか。

会社：4月には箇所において、お知らせする。

組合：抽選は7月にするのか。

会社：定期異動後、準備でき次第行う。

組合：千里丘で近いところで以前は車通勤であったが、転勤をもって駐車許可を取り上げられた。今度は遠い人しか認めないとなれば、私は認められないのか。組合としては、車通勤を希望する社員は全員認めてもらいたいと言うのが要望である。

会社：今回の抽選制度は、車を使ったほうが利便性の高い人ということを考えている。参加条件は、公共交通機関で不便な人、公共交通機関で十分に利便性が高くこれる人については抽選に参加できないと言った制度のイメージを考えている。

基地構外の立体駐車場には駐車空きスペースがある！

駐車場の枠を増やすためにも立体駐車場の利用状況を

調査するべきだ！

組合：基地構外の駐車場は全体で何台あるのか。

会社：使用権を持っているのは90台である。

組合：高架下、立体駐車場等も含めて226台ある。

会社：使える権限のあるのは90台で、その一部をグループ会社に貸し出している。

組合：我々が使用できる台数は。

会社：40～50台である。

組合：226台のスペースがあって、何で40～50台なのか。JR社員が困っているのに、サービックは駐車許可申請をすれば直ぐに出せる余裕がある。

会社：それは知らない。今回は当社の割り当てのある中で抽選をしていく。

組合：サービックには余裕がある。枠をどう増やすか検討する必要がある。ちゃんと調査をして枠を増やして駐車場を確保するべきである。

会社：サービックはサービックの考えがある。別の会社である。

組合：立体駐車場の施設管理者は誰なのか。

会社：知らない。

基地構内の交検庫前には駐車できるスペースがある。

その駐車スペースを利用できるようにするべきだ！

組合：構外に90台しかないのなら、交検のところに20台ほど止めることができるスペースがあるので、利用できるようにするべきである。

会社：交通事故の観点から構内で事故が起きたら大変である。シャトルバスが事故を起こせば安定輸送に支障をきたすことになる。

組合：構内の速度制限を30km/hから50km/hに変えたのはなぜなのか。交通事故のリスクを考えると矛盾している。

会社：速度を上げても問題ないと判断した。

組合：10分おきにシャトルバスを発車させる為、30km/hで西門まで行って帰ってこれないから50km/hにしたのではないのか。利便性をとって安全を担保していない。

会社：安全は担保している。安全上問題ないと判断した。